

部長及び参事官

殿

所 属 長

少年発第326号

(県民、生企、地域、捜一、
組対、交指)

平成27年12月28日

30年保存(口訓)

本 部 長

【沿革】令和4年7月7日少年発第125号改正

少年非行防止・保護総合対策推進要綱の制定について（通達甲）

少年非行防止対策及び保護対策については「少年非行防止・保護総合対策推進要綱の制定について（例規）」（平成23年3月17日少年発第72号）に基づき推進しているところであるが、高知県警察公文書管理規程（平成27年6月本部訓令第18号）の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、別添のとおり「少年非行防止・保護総合対策推進要綱」を定め、平成28年1月1日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

少年非行防止・保護総合対策推進要綱

第1 基本方針

「非行少年を生まない社会づくり」を実現するためには、少年犯罪の取締りを強化するとともに、少年非行を未然に防止し、非行少年の立ち直りを支援するなど少年非行防止のための多角的な取組を推進することが必要である。

一方、児童買春等の少年の福祉を害する犯罪（以下「福祉犯」という。）を始め、少年が被害者となる犯罪が後を絶たず、少年非行防止対策と併せ、少年を犯罪被害等から保護するための取組を推進することが必要である。

こうした課題に的確に対処し、関係機関・団体、ボランティア等との連携を一層強化しながら、「非行少年を生まない社会づくり」を行うことによって、次代を担う少年の健全な育成を図ることを基本方針とする。

第2 総合対策推進のための基盤整備

次により、総合的な対策を推進するための基盤を整備する。

1 職員の知識等の向上

少年警察に携わる職員に対する指導教養を充実させる。特に、少年補導職員については、カウンセリング技術を修得させるなど専門的な知識及び技能の向上を図る。また、少年警察に携わる職員以外の職員に対しても、少年の特性及び捜査上配意すべき事項についての指導・教養を充実させ、少年警察活動の重要性を認識させる。

2 学校その他の関係機関等との連携の強化

社会が一体となって少年の健全育成のための取組が推進されるよう、学校、教育委員会、児童相談所、地方公共団体の少年育成（補導）センター、家庭裁判所を始めとする関係機関・団体、ボランティア等との連携を強化する。

特に、学校とは、学校警察連絡協議会のほか、学校警察連絡制度を活用して、プライバシーに関わる情報の取扱いに慎重な注意を払いつつ、少年の非行事案、いじめ、校内暴力事案、児童虐待事案等に関する情報や意見の交換を積極的に行い、情報の共有化と共通認識の醸成を図った上で、緊密な連携の下に諸対策を推進する。

3 少年警察ボランティア活動の活性化

少年警察ボランティア（少年警察大学生ボランティアを含む。）について、委嘱数の増加及び人材や活動内容の多様化を図り、地域社会において行われる少年の健全育成のための活動を活性化させる。また、その活動をより積極的で効果的なものとするため、必要な情報の発信、助言等の支援を行う。

第3 非行集団対策の推進

生活安全、刑事及び交通の各部門が一体となり、非行集団やその活動に関する暴力団の取締りはもとより、関係機関・団体、ボランティア等と連携した少年の非行集団への加入阻止並びに構成員の離脱支援及び立ち直り支援を強力に推進することにより、非行集団の解体補導を推進する。

また、暴走族については、あらゆる法令を適用した検挙や補導を徹底して行うほか、関係機関、地域住民等と連携の上、暴走族を追放する社会気運の高揚、暴走行為阻止のための道路交通環境の整備、車両の不正改造防止対策等を組み合わせた総合的な対策を推進する。

第4 少年の非行及び犯罪被害等の未然防止

少年の非行や犯罪被害等を防止するためには、その前兆を認知し、早期に的確な対応策を講ずることが重要であるとの観点から、関係機関・団体、ボランティア等と連携して、次の対策を推進する。

1 街頭補導活動の強化による不良行為少年等の早期発見・早期措置

街頭補導活動を強化し、不良行為の段階での助言又は指導を的確に行うことにより少年の立ち直りを促すとともに、被害少年及び要保護少年について適切な保護の措置をとる。また、街頭補導活動に当たっては、少年警察ボランティアと連携した活動を行う。

2 少年及び保護者に対する相談活動等の強化

少年非行、家出、自殺等の兆候の早期発見及び未然防止並びにいじめ、児童虐待等に係る被害少年及び要保護少年の保護のため、相談しやすい環境を整備し、少年や保護者に対する相談活動、継続補導及び立ち直り支援活動の強化を図る。また、少年警察サイバーボランティアによるインターネットを利用した少年相談の体制を構築していることから、この活用を図る。

3 入口型非行の対策

多発する万引きや自転車盗等の入口型非行を抑止するため、施設管理者等に対して、防犯診断や防犯指導を実施するとともに、少年に対する声掛け活動を推進するなど非行を防ぐ環境づくりを積極的に行う。

4 啓発活動の充実による少年の薬物乱用の根絶

薬物乱用防止教室の開催その他の啓発活動の充実を図り、少年に薬物の有害性、危険性等に関する正しい知識を習得させ、薬物乱用の根絶を図る。

5 子どもを犯罪から守るための対策を推進

略取誘拐事件等の子どもが被害者となる犯罪を未然に防止するため、警ら・警戒活動の強化、関連情報の交換、防犯講習会の開催、学校警察連絡協議会の活用、「こども110ばんのいえ」の活動支援等を推進する。

6 学校、幼稚園等が行う自主的な安全管理の促進

校内に部外者が侵入して子どもに危害を加えることがないよう、学校、幼稚園等において、正当な理由なく出入りしようとする者の排除、防犯訓練の実施、関係機関・団体、地域住民との連携の強化等の自主的な安全対策が確実に講じられるよう、教育委員会とも一層連携しつつ、その支援策を推進する。

第5 少年を取り巻く環境の浄化

少年の非行や犯罪被害等の背景にある有害環境を浄化するため、関係機関・団体、ボランティア等と連携して次の対策を推進する。

1 少年に対する暴力団の影響の排除

暴力団が関与する福祉犯、暴力団への加入強要や脱退妨害等の取締りを徹底するとともに、高知県暴力団排除条例（平成22年県条例第36号）に規定されているように、少年が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、暴力団等による犯罪の被害を受けないよう、指導、助言その他の適切な措置を講ずる。

2 有害図書、ピンクビラ等の有害環境の浄化

風俗営業や性風俗特殊関連営業等で少年の健全育成を阻害する形態により行われているものに対し、その指導・取締りを徹底する。また、酒類、たばこ、有害図書等を少年が安易に入手し得るような環境を浄化するため、二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律（大正11年法律第20号）、二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律（明治33年法律第33号）、高知県青少年保護育成条例（昭和52年県条例第32号）等に基づく取締り及び関係業界に対する指導を積極的に行う。このほか、有害環境の浄化に関する広報啓発活動、ピンクビラ等の違法広告物の撤去等の諸対策を講ずる。

3 インターネット上の有害コンテンツ対策の推進

出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯に対する対策を推進する。また、フィルタリング機能に関する広報啓発活動等により、少年をインターネット上の有害コンテンツから保護する。

4 深夜はいかいや家出を抑制するための取組の推進

深夜はいかいや家出を抑制するため、深夜から翌朝の時間帯にかけて営業するカラオケ店、インターネットカフェ、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等に対し、当該時間帯に少年の利用をさせないような措置を講ずるよう、関係事業者に要請する。また、風俗営業者等に対しては、関係法令の厳正な運用により、少年の深夜はいかいや家出を助長する営業形態の是正を図る。

第6 少年の規範意識の向上及び社会参加支援

少年の規範意識を向上させ、また、少年と社会との関わりを深めることが非行防止及び非行からの立ち直りに資することから、関係機関・団体、ボランティア等と連携して非行を拒む少年づくりに向けた次の対策を推進する。

1 非行防止教室等による教育及び啓発

学校と連携して行う非行防止教室、薬物乱用防止教室等の開催、罪を犯した場合の刑罰及び処分並びに民事責任に関する教育等により、少年の規範意識の向上を図る。また、警察と学校との緊密な連携を図る上での架け橋としてスクールサポーターを活用する。

2 家庭及び地域社会による取組の支援

少年非行や犯罪被害等の実態に関する情報発信、非行防止教室等への保護者の参加促進、地域の保護者の会の活動促進等を積極的に行い、家庭及び地域社会による少年の健全育成のための取組を支援することにより、少年の規範意識の向上を促すとともに、関係者の社会的責任の自覚を高めるよう努める。

3 少年の活動機会・場所づくりの促進及び立ち直り支援

地域社会において他者との交流を深める機会を設け、身体的・精神的なよりどころを提供することが、少年非行防止に有効である。そこで、無職少年や地域に溶け込めない事情のある少年の存在にも配慮しつつ、関係機関・団体、ボランティア等との適切な役割分担の下、環境美化活動、社会福祉活動、スポーツ活動等地域の実情に即した様々な活動機会・場所づくりを促進する。

特に暴走族の構成員や非行少年等については、命の尊さを考えさせたり、自己に対する評価を高めたりするような社会奉仕活動への参加等、自己の非行について内省を促し、自ら新たな生き方を模索できるような、立ち直り支援のための取組みを積極的に推進する。

第7 被害少年の保護等

被害少年や虐待を受けた児童については、再び被害に遭うことを防止するとともに、その立ち直りを支援するため、関係機関・団体、ボランティア等と連携して、次の対策を推進する。

1. 被害少年支援

犯罪被害等に遭った少年に対して、心身への影響に配慮しつつ、適切な助言を行うなどの支援を行うとともに、福祉犯の被害少年については、少年の特性に応じ、一時保護、施設への入所等適切な措置が講じられるよう配慮する。また、複雑な事例への対応に当たっては、必要に応じ、被害少年カウン

セリングアドバイザーから支援を受ける。

2 児童虐待への的確な対応

虐待を受けた児童の適切な保護、支援等を行うため、児童虐待事案の早期発見と関係機関への通告、児童相談所長による立入調査等に対する適切な援助を実施する。また、刑事事件として取り扱うべき事案については、厳正な捜査を行う。